

議案第 49 号

令和 8 年度養父市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度養父市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
加保浄水場膜モジュール更新工事	令和 9 年度	31,526 千円

令和 8 年 8 月 31 日提出

養父市長 大 林 賢 一

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

(単位：千円)

事 項	限度額	当該年度末までの 支払義務発生 (見込) 額		当該年度以降の 支払義務発生 予 定 額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金
加保浄水場膜モ ジュール更新工 事	31,526	令和8年度	0	令和9年度	31,526	—	31,000	526